京都府議会傍聴規則

(昭和44年6月17日京都府議会規則第1号) 改正 平成18年12月27日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第 3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるもの とする。

(傍聴席の区分および定数)

- 第2条 傍聴席は、傍聴券により傍聴できる席および傍聴証により 傍聴できる席に区分する。
- 2 傍聴券により傍聴できる席の定数は、170席とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、補助席を設けることができる。
- 3 傍聴証により傍聴できる席の定数は、議長が別に定める。

(傍聴券等の交付手続)

第3条 傍聴券の交付を受けようとする者は、会議当日議員から交付を受け、傍聴証の交付を受けようとする者は、あらかじめ議長から交付を受けるものとする。この場合において、傍聴証により傍聴できる者は、自治功労者その他議長が特に傍聴を認めた者に限るものとする。

(傍聴券等の返還)

第4条 傍聴券または傍聴証は、傍聴券の交付を受けた者にあって は傍聴を終えたとき、傍聴証の交付を受けた者にあっては傍聴の 必要がなくなったとき、これを返還するものとする。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場にはいってはならない。

(傍聴席にはいることができない者)

- 第6条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席にはいることができない。
 - (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者

- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) その他議長が傍聴を不適当と認めた者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第7条 傍聴人は、議長の指定した職員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 議場における言論に対して公然と批評を加え、可否を表明し、 または拍手をしないこと。
 - (2) はち巻、たすきをする等示威的行為をしないこと。
 - (3) 帽子、外とう等の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
 - (6) その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行 為をしないこと。

(行為の制限)

第8条 傍聴人は、写真、映画等の撮影または録音等の行為をして はならない。ただし、傍聴証を所持する者で、あらかじめ議長の 許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

- 第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、すみやかに退場しなければならない。
 - (1) 議長が会議を秘密会とすることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
 - (2) 傍聴人がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、 別に定める。

附 則

この規則は、昭和44年6月15日から施行する。

(以下省略)